

# 令和7年度 福岡県移住・定住プロモーション動画制作業務委託 公募仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度 福岡県移住・定住プロモーション動画制作業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 3 委託業務の内容

### (1) 県内市町村移住・定住プロモーション動画「福岡でとっとーと！」の制作

#### ① 目的

県内市町村（※福岡都市圏を除く 43 市町村）による個性的な動画を制作・発信することにより、関係人口の創出・拡大を図り、本県への移住・定住を促進する。

#### ※ 福岡都市圏

福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町

#### ② 制作動画の内容

##### ア 全体構成

- ・各市町村の魅力や特徴が分かりやすく伝わる動画構成とすること。
- ・多くの視聴者の興味・関心を誘引するような、インパクトの強い、記憶に残るデザイン・動画構成とすること。
- ・動画は、1 市町村につき 15 秒～30 秒程度の縦型ショート動画とする。
- ・障がい者への配慮として、動画は字幕を付すること。

##### イ 視聴者の想定

主に首都圏等に在住している 10 代から 30 代の若年層（子育て世帯を含む）を視聴者として想定する。

##### ウ 構成内容

- ・各市町村の魅力や特徴を最大限活かしつつ、43 本の動画に統一性を持たせる工夫をすること。

#### ③ 納品期限

次のとおりとする。なお、各回における具体的な市町村の納品期限は別途指示する。

- ・[第1回] 令和7年9月30日（火）  
15市町村分
- ・[第2回] 令和7年10月31日（金）  
15市町村分
- ・[第3回] 令和7年11月28日（金）  
13市町村分

## (2) 県境地域移住・定住プロモーション動画の制作

### ① 目的

主に若年層に対して、県境地域（豊築・有明地域）の魅力を発信し、県境地域での暮らしのイメージを伝えることで、地域への移住・定住を促進する。

### ② 制作動画の内容

#### ア 全体構成

- ・視聴者が、地域での仕事・暮らしを連想することができ、地域での仕事・暮らしの魅力や特徴が分かりやすく伝わる動画構成とすること。
- ・多くの視聴者の興味・関心を誘引するような、インパクトの強い、記憶に残るデザイン・動画構成とすること。
- ・動画は、6話完結のショートドラマ形式の動画（15秒×6話）及び、市町の移住・定住や就業に関する施策の紹介を行うロング版動画（3分程度×1本）とし、それぞれ2地域分制作すること。（ウ 構成内容参照）
- ・障がい者への配慮として、動画は字幕を付すること。

#### イ 視聴者の想定

- ・県境地域に居住していない、主に首都圏等に在住している10代から30代の若年層（子育て世帯を含む）を視聴者として想定する。

#### ウ 構成内容

- ・下記の種類の動画を制作すること。
- ・制作にあたっては、動画の用途・イメージに基づき撮影・レイアウト等を行うこと。

#### (動画の種類)

動画	規格	本数	内容
ショート版（豊築地域）	15秒縦型	6本	地域の仕事や暮らしが連想できる6話完結のショートドラマ
ショート版（有明地域）	15秒縦型	6本	
ロング版（豊築地域）	3分横型	1本	移住・定住や就業に関する施策の紹介
ロング版（有明地域）	3分横型	1本	

#### (動画の用途・イメージ)

動画	用途・イメージ
ショート版	<ul style="list-style-type: none"><li>・単発ではなく、ショートドラマ形式の動画を定期的に発信することで、より多くの人々の関心を集め、ロング版視聴のきっかけづくりに活用する。</li></ul> <p>(例) 地方に移住した女性が、地域のパン屋で働きながら、住民との交流を通して、新たな生きがいを見つける物語</p>

ロング版	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域で市町特有の移住・定住や就業に関する施策を紹介するロング版の動画を制作し、県・各市町の Youtube や、大規模スポーツイベント等で活用する。</li> <li>(例) 起業支援施策の紹介、サテライトオフィスで働く方の体験談、利用方法の紹介 等</li> </ul>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ③ 納品期限

- ・ [第1回] 令和7年9月30日(火)  
ショート版(豊築地域)第1話、ショート版(有明地域)第1話、  
ロング版(豊築地域)1本、ロング版(有明地域)1本
- ・ [第2回] 令和7年10月31日(金)  
ショート版(豊築地域)第2話～4話、ショート版(有明地域)第2話～4話
- ・ [第3回] 令和7年11月28日(金)  
ショート版(豊築地域)第5話～6話、ショート版(有明地域)第5話～6話

### (3) 制作した動画の再生数増加に向けた取組み

(1)、(2) で制作した動画の再生回数増加に繋がる取組みを実施すること。

## 4 制作上の留意点

- (1) 撮影や画像使用等による肖像権及び著作権の手続き(撮影、編集はもとより、納品後の二次利用や公の会場での放映にあたり、新たな費用を発生させないよう事前処理を含む)を行うこと。
- (2) 契約期間終了後も複数年、動画を使用できるように、必要な措置を行うこと。
- (3) 撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う際、県による複数回の内容確認及び修正等の校正期間を十分に確保すること。
- (4) 委託料には、出演者の謝礼・交通費の他、必要とする資材や機材の運搬、会場使用料など業務の実施に必要なすべての経費を含むものとする。
- (5) 動画の種類は、アニメーション、実写のいずれでも構わないが、登場人物や内容などをできるだけ具体的に提案すること。
- (6) 必ず、ジェンダーバランスに配慮すること。

## 5 成果物

- (1) 成果物
  - ・ 業務内容をまとめた報告書
  - ・ 制作した動画の最終版を保存したDVD、USBメモリ等の記憶メディア
- (2) 提出場所  
福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課地方創生推進班
- (3) 提出方法  
電子データ

## 6 動画の用途

県において、以下の用途で動画を使用するものとする。

- ・ 県が管理する SNS(Instagram、TikTok)や YouTube への掲載
- ・ 福岡県移住・定住ポータルサイトへの掲載
- ・ 県が実施又は参加する会議、イベントなどでの放映
- ・ その他、県が必要と認めた場所での放映又は配信

## 7 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者は、報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- (2) 本事業により作成された成果品に係るすべての著作権は、福岡県に帰属するものとし、二次利用及び公の会場での利用を妨げないものとする。また、受託者は成果品に関する著作者人格権及びその他一切の権利を行使しないものとする。
- (3) 映像・音楽等の著作権、肖像権等の権利関係の処理を済ませた上で、成果品を納入すること。成果品について、著作権等にかかわる問題が第三者との間で生じた場合は、すべて受託者の責任において処理・解決するとともに、福岡県に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) アフターフォローとして、映像の内容に対し必要に応じて多少の修正を求めた場合、これに対応すること。
- (5) 業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (6) 本業務の目的に資するもので、仕様書に記載の内容以外に効果的な取組みがあれば、業務想定額の範囲内で随時提案すること。
- (7) 受託者は契約後、速やかに事業終了までの工程表を作成し、提出すること。
- (8) 企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (9) 事業の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する事業責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (10) 受託者は事業実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、事業の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (11) 委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、事業完了年度の終了後から起算して5年間保管すること。
- (12) 県が実施する調査等に協力すること。
- (13) 仕様書に明示のない事項、又は事業上疑義が発生した場合は、両者協議のうえ事業を進めるものとする。

- (14) 本事業の実施にあたっては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年1月29日福岡県訓令第1号）」に定めるところにより、障がい者が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実に行い、その社会的障壁の除去に可能な限りに努めなければならないこと。
- (15) 本事業の実施にあたっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、県と協議の上、処理すること。